

甲府市介護保険住宅改修費について

住宅改修費とは、要介護(支援)認定を受けた方が、住み慣れた自宅で安心して自立した生活が送れるよう住まいを整備した場合に支給される給付費です。

給付を受けるためには、工事内容について、あらかじめ申請が必要です。その際、住宅改修に必要な知識を持つ有資格者などの所見（理由書）も必要となります。また、施工後に再度、領収書などの書類を提出すること（事後申請）により支給されます。

●対象者

要支援１・２、要介護１～５の認定を受けた甲府市の介護保険被保険者。
工事着工日と完成日がともに認定期間内である必要があります。

●支給額

支給限度額を２０万円までとして、その費用の９割（一定以上所得者は８割または７割）が支給されます。

※介護保険料を滞納されている方は、７割（７割給付対象者は６割）支給に減額、または支給されない場合があります。

●介護保険住宅改修の専門知識を持つ者の所見が必要

介護支援専門員・理学療法士・作業療法士・福祉住環境コーディネータ２級以上・地域包括支援センター職員のいずれかが被保険者宅を現地確認し、住宅改修の必要があると認めた箇所につき、支給されます。

●支給限度額がリセットされる場合

- ①既に給付を受けている住所地の住宅から転居した場合。
- ②最初に住宅改修を行ったときの要介護状態区分と比べて、下表のとおり、要介護状態区分が３段階以上上がった場合。

最初の着工日時点の要介護状態区分	今回着工する時点の要介護状態区分
要支援１又は経過的要介護・旧要支援	要介護３，４，５
要支援２又は要介護１	要介護４，５
要介護２	要介護５

※ 前の住所地及び要介護状態区分で支給限度額に残額があっても、リセット後の支給限度額は２０万円です。

※ 要介護状態区分が３段階以上上がった場合の支給限度額のリセットは、１人につき１回のみ適用されます。ただし、リセット後に転居した場合は、要介護状態区分が３段階以上上がった場合のリセットも復活します。

●対象となる工事

被保険者証に記載された住所で実際に居住している住宅を改修した場合に限り支給されます。住宅改修の対象となる工事の種類は、次のように定められています。

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式便器などへの便器取り替え
- ⑥①～⑤の改修に伴って必要となる工事

●事前申請について

住宅改修を行うにあたり、工事内容や請求内訳等を事前に申請する必要があります。

申請後、甲府市でその内容を確認し、介護保険の対象となる工事に係る支給金額を記載した「住宅改修費事前申請確認書兼住宅改修完了報告書」を被保険者宛に送付しますので、支給の対象となる工事内容を確認した後、工事を着工してください。

●訂正印について

- ①修正液、修正テープを使用せず、訂正箇所を二重線で消し、被保険者の訂正印を捺印のうえ、上部に正書してください。2回以上の訂正は認められません。

●住宅改修費支給申請書について

- ①住宅の所有者と被保険者が違う場合は、必ず住宅改修の承諾書をご記入ください。
- ②口座名義人と被保険者が違う場合、「**介護保険給付に係る受領権委任書**」をご記入ください。
※受領委任払いを利用する場合は、「**介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任払いに係る委任状（第1号様式）**」を使用してください
- ③県営住宅・市営住宅にお住まいの方は、各担当部署の発行する承諾書を添付してください。
- ④必ず認印を使用してください。スタンプ印等、印影が変わる可能性があるものは不可です。

●住宅改修が必要な理由書について

- ①介護支援専門員・理学療法士・作業療法士・福祉住環境コーディネータ2級以上・地域包括支援センター職員のいずれかが記入してください。
- ②困難な状況・改修の効果は具体的に記入してください。
- ③理由書のなかで記載のない改修については、支給されません。

●平面図の添付について

- ①改修箇所だけでなく生活動線に含まれる箇所は全て記載してください。
- ②工事の内容によっては、平面図のほか、立体図・断面図等を求める場合があります。

●カタログ等の添付について

- ①既製品の場合は、カタログの写しの添付が必須です。
(手すり・ブラケット等金具・三角スロープ・洋式便器・浴槽など)
- ②カタログは、当該製品の写真・型式・定価等が記載されている箇所を添付して下さい。
(カラーコピーをする必要はありません。)

●住宅改修における工事見積内訳書・請求内訳書の記入について

1、工事見積内訳書・請求内訳書に記載する工事の範囲

工事見積内訳書・請求内訳書に記載する内容は、当該住宅改修にかかる費用の総額を記載して下さい。(介護保険対象外の部分の工事を含めた請求金額の総額です。)

2、工事見積内訳書・請求内訳書の記入にあたっての基本的な考え方

- ①「一式」での記載は、基本的に不可です。例えば、手すり部分、ブラケット部分、施工費等に分けて記載してください。
- ②実際に使用する部材の数量・型式・長さ・請求金額等を詳しく記載してください。
- ③介護保険の適用となるのは、実際に使用した部材の長さ及びその取付工事に必要な範囲に限られます。例えば、手すり棒などをカタログ価格4mの金額で請求しても、実際に使用した長さが1.8mの場合は、1.8m分の金額で支給の計算を行います。
(例) 4m1本あたり1.3万円の場合で1.8mだけ使用する場合
 $1.8\text{m} \div 4\text{m} \times 1.3\text{万円} = 5,850\text{円}$ (1円未満の端数は切り捨てます。)
- ④内訳書に記載する金額は、実際に請求した金額であり、完成後の出来高の金額です。例えば、値引き等があった場合には、その値引き後の金額となります。
- ⑤施工費は、㎡当たりの単価・1日当りの単価等を記載して下さい。
- ⑥請求金額等について、甲府市から算定の根拠を求める場合があります。
- ⑦保険対象外の工事が含まれる場合は、諸経費等を対象内外分で按分します。
(例) 対象外工事が5万円、対象内工事が7万円、諸経費が2万円だった場合
 $7\text{万円} \div 12\text{万円} \times 2\text{万円} = 11,666\text{円}$ (1円未満の端数は切り捨てます。)

※ 保険給付の計算をするにあたり、必須書類となります。ご面倒でも詳細な内容の記入にご協力ください。

●住宅改修における写真撮影について

着工前後の写真は、支給申請及び、事後報告の際に必ず添付してください。写真に不備がある場合、住宅改修費を支給できない場合もありますので、ご注意ください。

①着工前後の写真には、必ず撮影日を入れてください。

（デイト機能、日付を記載した物を写りこませる等、年月日が分かるようにしてください。）

②着工前後の写真はできるだけ同じアングルで撮影してください。

③敷居・浴槽等、段差の解消のための住宅改修を行う場合は、立面図に着工前後の段差が分かる寸法を記載すると共に、着工前後の写真についても、ものさし等を用いて段差が明白に分かる写真を添付してください。施工後に段差が解消した事実が確認できないと支給されない場合があります。

④段差の昇降時に必要な手すりの設置についても、段差が分かるように撮影してください。

⑤写真には番号を記入し、工事見積内訳書・請求内訳書と符合するようにしてください。

⑥着工後の写真について、ビス止めなどの固定が確認できない、使用している部材が全て確認できないなどの場合は、支給されない場合がありますので注意してください。

⑧内訳書のなかで、床材補強のため根太を入れるなど完成後に確認できない工事が含まれる際は、その工程の写真も添付してください。

●住宅改修費事前申請確認書兼住宅改修完了報告書について

①被保険者が住宅改修に該当することを確認するものです。

②工事完成後に、実際の着工日・完成日・事後申請を行う者の氏名を記入してください。

●領収書について

①工事費請求内訳書の合計請求額と金額が同額となるようにしてください。

②前金などにより領収書が分かれる場合は、該当する領収書を全て提出してください。

③領収書の宛名は住宅改修の必要な被保険者本人の名前のものに限りします。

④口座振込した証明書や、ＡＴＭの振込票は領収書として認められません。施工業者の発行する領収書を提出してください。

●甲府市が支給に当たって必要とする場合、その他資料の提出・説明を求める場合があります。

●保険者である甲府市が支給決定を行います。他市町村で住宅改修が認められた場合でも、甲府市では認められない場合があります。ご了承ください。

●住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行ったときは支給できない場合があります。住宅改修業者が改修を行う際に、利用者・家族から取り付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと、支給されない場合があります。そのような場合には、必ず事前に長寿介護課までお問い合わせください。

●甲府市が、書類上の確認だけでは支給の可否が困難と判断した場合、または、介護給付費の適正化事業の一環で現地確認（工事の前後）をする場合があります。

住宅改修費支給におけるQ & A（甲府市版）

Q 1 ユニットバスは住宅改修の対象となるか。

A 1 ユニットバスにかかる請求額は、天井・壁・床・浴槽等が一体となっている場合が多いですが、手すり部分、床の滑り止め部分、浴槽部分等の介護保険適用分にかかる費用の内訳を出すことができる場合には対象になります。使用する部材の単品時の値段やオプション価格等で内訳を作成するケースが想定されます。

Q 2 以前、住宅改修した手すりが老朽化したため、補修をしたい。

A 2 住宅の老朽化の補修について、対象になりません。ただし、本人の様態の変化により、手すり等の位置の変更が必要であり、住宅改修が必要な理由書のなかで適切にケアマネジメントされていると判断できる場合には対象になります。

Q 3 洋式トイレの高さが合わず、本人の様態に応じて座高の高い物に変更したい。

A 3 住宅改修が必要な理由書のなかで、適切にケアマネジメントされていると判断できる場合には対象になります。

Q 4 トイレの位置を本人の様態にあった場所に変更したい。

A 4 住宅改修が必要な理由書のなかで、適切にケアマネジメントされていると判断できる場合には対象になります。ただし、位置の変更でなく新規に取り付ける場合は対象になりません。

Q 5 住宅改修の付帯工事はどこまで対象となるか。

A 5 付帯工事は、法により定められた5つの要件に係る必要な工事です。例えば、手すりの取り付けのために補強版を設置することが対象になります。

Q 6 車椅子が入るようにトイレ部屋の幅を拡張したい。

A 6 部屋の拡張のみの工事は保険給付の対象になりません。ただし、トイレの位置変更等、法に定められた5つの要件の工事のために部屋の拡張が必要となる場合は付帯工事として対象になります。

Q 7 本人が自ら行う住宅改修は対象となるか。

A 7 被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修を行う場合は、材料費のみが対象になります。この場合の「領収書」は、材料の販売者が発行したものになります。添付する工事見積書は、使用した材料の内訳を本人または家族等が作成しますが、販売者が発行した内訳書（レシートのコピー等）の添付も必要です。

Q 8 取り外し可能な踏み台の設置は対象となるか。

A 8 対象になりません。ただし、固定する際は対象になります。

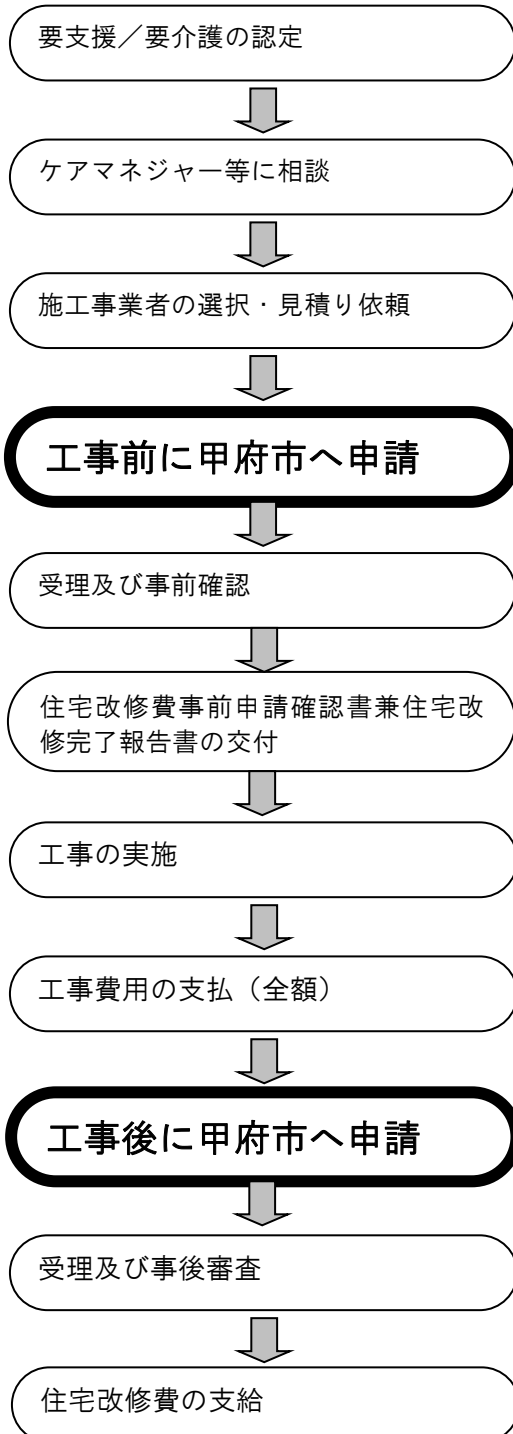
Q 9 廊下の床の取り替えについては、「滑りの防止又は移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」となっているが、車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取り替えることについても、「移動の円滑化」として支給対象となるか。

A 9 老朽化や物理的・化学的な摩耗、消耗を理由とする工事は、床の修繕・補修工事にあたるため、対象になりません。

介護保険住宅改修の手続きの流れ（甲府市版）

介護保険住宅改修は、事前に申請が必要です。以下の手順で申請してください。

【手続きの流れ】



事前申請時

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書
介護支援専門員・理学療法士・作業療法士・福祉住環境コーディネーター2級以上・地域包括支援センター職員のいずれかが記入
- 工事前の写真（日付入）
- 工事費見積内訳書
- 平面図
- 設計図
屋外コンクリートスロープ工事や床材変更等面積等の数量根拠が必要な場合
- 製品カタログ
手すり・洋式便器等の既製品の場合
- 住宅の所有者の承諾書
改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合に必要

事後申請時

- 工事後の写真（日付入）
- 被保険者名の領収書原本
- 工事費請求内訳書
- 住宅改修費事前申請確認書兼住宅改修完了報告書

※ 入院、入所中の場合は、退院、退所したことが分かる書類（退院証明書等）を添付してください。

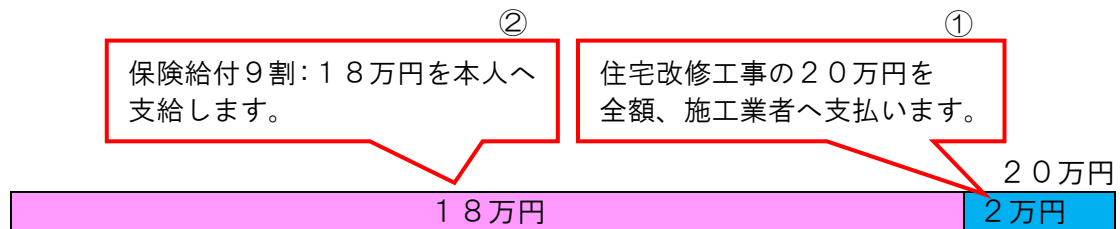
介護保険住宅改修費受領委任払いの取り扱いについて

介護保険における住宅改修費とは、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とした環境整備に対して、保険給付を行う制度であり、その支給方法は、利用者が一時的に全額負担をした後に、本人負担（１割、２割または３割）を除いた額（９割、８割または７割）を償還することが原則とされています。

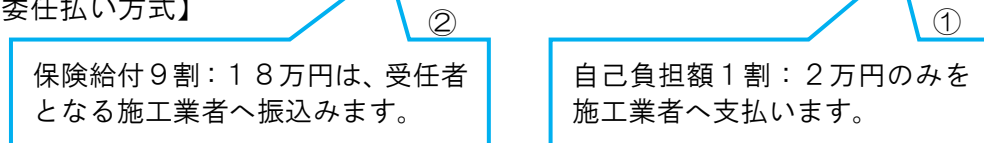
受領委任払い方式を導入することで、償還払いによる利用者の一時的な経済的負担を軽減し、経済的理由によるサービスの利用控えを防ぐ効果が期待できます。

例：自己負担割合１割の要介護被保険者等が、介護保険給付対象となる工事（２０万円）を行った場合

【償還払い方式】



【受領委任払い方式】



1 事前申請

(１) 次の書類を長寿介護課保険給付係へ提出します。

- ①介護保険住宅改修費支給申請書
- ②工事見積書（内訳がわかるもの）
- ③平面図
- ④住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成したもの）
- ⑤改修前の写真（撮影日付き）
- ⑥介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任払いに係る委任状（第１号様式）

（⑥以外は「償還払い方式」と変わりません。）

(２)「住宅改修費事前申請確認書兼住宅改修完了報告書」の受け取り
及び住宅改修の着工

長寿介護課保険給付係で、事前申請書類を審査し、工事内容や価格等に疑義がない場合には、利用者あてに「住宅改修費事前申請確認書兼住宅改修完了報告書」（第２号様式）を送付します。通知が届いたら、施工業者に連絡し、工事を開始してください。

※工事内容が変更になる場合は、必ず長寿介護課保険給付係に連絡をしてください。

2 事後申請

(1) 工事終了後、施工業者へ保険給付対象分の1割、2割または3割の額を支払い領収証の交付を受け、次の書類を長寿介護課保険給付係へ提出します。

- ①住宅改修費事前申請確認書兼住宅改修完了報告書（第2号様式）
- ②領収証（要介護被保険者等負担分）
- ③改修後の工事箇所の写真（撮影日付き）
- ④工事内訳書（実際の施行内容がわかるもの）

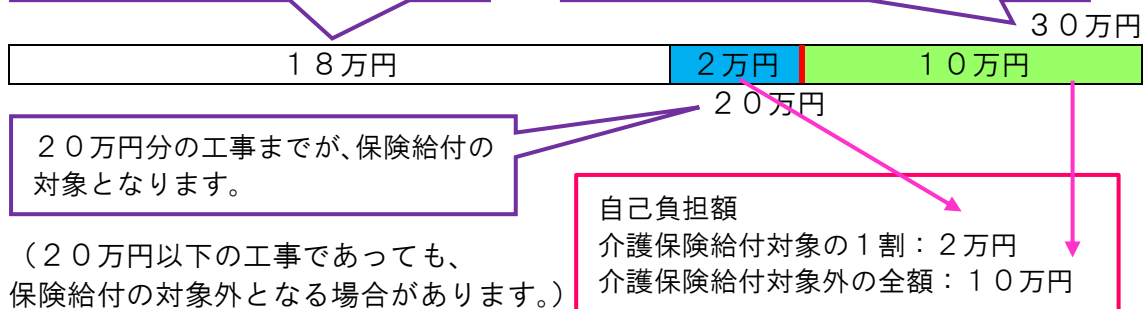
例：自己負担割合1割の要介護被保険者等が、介護保険給付対象となる工事（54,321円）を行った場合

自己負担額 = 54,321円 × 1/10 ≒ 5,433円
(1円未満の端数は切り上げます。)

例：住宅改修に係る費用が支給限度基準額（20万円）を超える工事、または介護保険給付対象外の工事を行った場合

保険給付9割：18万円は、受任者となる施工業者へ振込みます。

手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修費



例：住宅改修に係る費用が支給限度基準額を超える工事（30万円）、または介護保険給付対象外の工事を行った場合の領収証の記載例

領収証

令和〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇 様

金額

¥120,000円

ただし、トイレ及び浴室の手すりの取り付け、並びに廊下の段差解消工事（300,000円）の利用者負担額（介護保険対象額20,000円、介護保険対象外工事100,000円）として
上記正に領収しました。

(所在地)

(事業所・代表者名)

印

(2) 支給決定通知書及び支払通知書の送付と住宅改修費の振込み

長寿介護課保険給付係で、事後申請書類を審査し、締切日から、およそ20日後に「介護保険給付費支給決定通知書」を利用者へ、「介護保険給付費支払通知書」(第3号様式)を施工業者へそれぞれ送付し、指定の口座に住宅改修費を振込みます。

住宅改修費支給申請の締切日は、毎月10日、20日及び月末となっています。

(ただし、土日、祝日にあたる場合は、その前日になります。)

3 利用者の制限

次のいずれかに該当する場合は、受領委任払いを利用できませんので、ご注意ください。ただし、(2)、(3)に該当する場合は、状況により利用できる場合がありますので、予めご相談ください。

(1) 給付制限を受けている場合

(2) 要介護認定の申請中(新規・変更)で、要介護度が決定していない場合

(3) 入院中または入所中の場合